

# 「封建世界」における党争の捉え方 ——水戸学者・会沢正志斎や藤田東湖を中心に——

廖 嘉 祈

## はじめに

世襲の大名がそれぞれ領地を治めるといふ近世日本の政治体制を、同時代の知識人は「封建」であると捉えた<sup>1)</sup>。一方、近世後期にいたると、家臣団に複数の政治集団が出現し、大名家の主導権を争う「党争」が、従来よりも意識されるようになった。

本稿では、十九世紀三〇年代から四〇年代の水戸徳川家において、このような「封建世界における党争」<sup>2)</sup>は、高名な水戸学者・会沢正志斎(以下「正志斎」、一七八二―一八六三)や藤田東湖(以下「東湖」、一八〇六―五五)にいかにかに捉えられたのかを思想的な観点から検討する。

近世後期の水戸徳川家には、正志斎や東湖が「旧家」「世家大族」「巨室」などと呼ぶ家々が存在する。初代当主・頼房が水戸徳川家を創めた頃から、およそ光圀の代までに仕え始めた譜代家臣である彼らは、二百年あまりにわたって高い家格・俸禄を世襲してきた。「封建」という国制をよく象徴する存在である。本稿では、これらの家々を

「門閥」と呼称する<sup>3)</sup>。

門閥のうち、水戸徳川家当主・斉昭(一八〇〇―六〇)が推進した天保改革に反対した勢力を、本稿ではとくに「門閥派」と呼称する。弘化四年(一八四四)五月六日、斉昭が徳川公儀より致仕・謹慎を命ぜられた。その結果、幼冲十三歳の世子・鶴千代麿(のち慶篤)が相続し、高松松平家をはじめとした三つの分家が政治運営を担った。この事件は改革派から「甲辰の国難」と呼ばれ、かつその黒幕は門閥派であると認識されていた<sup>4)</sup>。この事件によって、改革派に連なる正志斎と東湖は相次いで蟄居させられたが、これは、両人が「封建世界における党争」について思索する契機を、否応なく与えられたことを意味する。

近世後期の党争に関して、政治史・地方史研究の分野では、諸大名家における政治過程の精緻な復元が長年蓄積されており、枚挙に暇がない。しかし、「党争」と呼ばれる事象が近世後期に台頭する背景・過程・意義については、俯瞰的に捉えてこなかった憾みがある。ゆえに近年の研究の中では、上書・郷校といった政治文化または政治活動の「インフラ」を視野に収めつつ、十九世紀日本で形成され

る「儒教的政治文化」の一つとして党争を捉えるという、朴薫の仕事が注目に値する。<sup>5)</sup>

一方、近世後期の党争を思想史の観点から捉える研究も、限られている。前田勉や山田央子が、明治期における公議輿論の成熟や政党政治の成立を終着点として、北宋の歐陽脩以降に盛んに議論されてきた「党派性の是非」問題——「朋党」という存在は肯定されるべきか否か——に着目した程度である。<sup>6)</sup>

以上を踏まえ、本稿は政治史関係の資料も活用しながら、正志齋や東湖が門閥の存在価値を認め、もしくはそれらに有和的な姿勢を示した言説を扱う。その際、「封建」と「党争」という二つの要素が、結びついた形で議論されているか否か、またどのように結びつけられたのかに着目して議論を進める。「公議公論」「党争」といった、近世中国で成熟した政治文化が十九世紀日本で議論された際、「世襲」という近世日本の政治体制の根幹的な要素が、果たしていかなる影響を及ぼしたのか。本稿ではその一端を明らかにしたい。

## 第一章 「封建」と「党争」の分断

### ——会沢正志齋の場合——

正志齋は、門閥は刑罰において優遇されるべきであると主張する。また、水戸徳川家の学校・弘道館も、彼らの教育を主眼に置くべきであると見る。「封建世界」に存在する世襲の統治者としての門閥を、正志齋は一貫して尊重していた。

まずは、刑罰における優遇から見てゆきたい。天保八年（一八三七）九月十四日、「富国・強兵・学校」に関する徳川斉昭の諮問に対して、

正志齋は『対問三策』を提出している。ここでは、「奢侈・遊惰の悪風」に染まった家中は屋敷・知行を取り上げ、「郷宅」なる施設で軟禁すべきだとしている。その上で、「郷宅中、民間に出て、悪事あるは放逐すべ」きだとする一方、「其内も元禄以前奉仕の家、又は功德あるものゝ子孫杯」については、「罪の軽重によりて、年月を歴て、常の小普請組などへ入置く類も有べし」としている。<sup>8)</sup> ここですでに門閥への優遇が確認できるが、それは近世末期に多く取り立てられた「立身者」との対比において、一層明確に窺える。

近来、旧家を容易に絶給はざるは仁政なれ共、俗吏は心得誤りて、不埒者を押へ抱へして養ひ置、姑息の愛を仁政也と思へり。元禄以前奉仕のものゝ子孫、又は其外にも功德ある者の後などは、議賢・議能・議功・議故「双行注」律の八議の内也。其本は『周礼』に出」等の意味も有て、宥赦も有べけれども、胥吏などの手数のみにて、立身したる者の子孫も、是と同じく罪ありても其儘養置ては、無用の士、頭数のみ多く、事に臨て敗軍する事必定也。<sup>9)</sup>

「俗吏」たちは、「旧家又は功德有者の後」への優遇に込められた深意を理解できず、「不埒者への姑息の愛」を仁政と取り間違えているため、「立身したる者の子孫」に対する刑罰も緩んでしまっているという。無用の家中を淘汰しなければ、有事に際しては必ず敗れると正志齋は主張する。

正志齋が「元禄以前奉仕のものゝ子孫、又は其外にも功德ある者の後など」への優遇を唱えた際、その根拠としたのは、聖人が刑罰

について、「人情事理」に照らして斟酌すべきとした八種の例外状況である『周礼』における八辟、のち八議。日本の律令制では六議<sup>10)</sup>。八辟に照らせば、「旧家」は「故」に当たる。そして、正志斎は、上古の日本と中国において、「故」に対する優遇は貫徹されていたと見る。例えば、神武天皇は天下を平定した後、国造を地方に「封建」し、旧世家の名位を維持したという<sup>11)</sup>。また、いわゆる国譲り神話においても、在来の「旧族世家」への尊重が見られると正志斎は考える。三谷博が注目したように、『新論』長計篇において、正志斎は「天孫降臨の前に国土を平定した大物主などの神々が存在し、天孫の後裔はそれら「旧族大姓」の神々を祭り、彼らの子孫による祭祀も奨励・援助した」ことを述べている。正志斎が『対問三策』で示した「旧家」への優遇は、以上のような上古史理解と連関していると考えられる。

無論、門閥はただ単に尊重されるべきである、正志斎は考えていない。当世の彼らは、むしろ多くの問題を抱えているのである。

今時軍もなく、寝て居て取る禄なれば、武士の禄の本意を不失、今にも出陣すべしと思ひ、儉約せば貧き事はなきはづ也。……」  
 今風俗を害するものもありても、顕れたる罪名なければ、打捨置故、表向きへ取繕へば、内実は如何なる罪を犯す共、構はぬものと心得「……」此悪風厚禄の家に尤甚しく、奢侈・遊惰・詐偽・欺罔をなして、武道を失ひ、廉恥を忘れて、治教を妨げ、風化を傷る。<sup>12)</sup>

正志斎から見れば、泰平の持続によって、武士たちは俸禄の本意

を忘れ、罪を得ないように外面を取り繕い、「奢侈・遊惰・詐偽・欺罔」に陥ってしまっている。しかも、こうした悪風は「厚禄の家」、すなわち門閥にとりわけ顕著であるという。正志斎が、「諸士の風儀を取直すの大眼目は、大家・巨室・具瞻の位に在るものを先とすべし」と明言したのも、こうした状況を踏まえていると考えられる。

右のように墮落した門閥に対して、正志斎は『周礼』に準拠した学校を当世に興し、彼らを教育することが喫緊であると主張する。安政四年（一八五七）、同僚である青山延光（一八〇七—七一）に宛てた書簡では、「古より「在上不驕」杯申候而貴者之驕心ハ第一ニ聖賢之戒候事ニて、尤治教之害と相成候間、学校御設之尊意も、一ニハ貴者之驕心を抑へ下情ニ通候様ニとの思召ニ御座候」と述べている<sup>13)</sup>。天保期から安政期にかけて、正志斎が門閥の教育に取り組んだ目的は、一貫して彼らの驕慢を是正することにあつた。

門閥の教育は、正志斎における人材供給構想と深く関わっている。正志斎は「古者賢才を挙げ、限るに門流を以てせず」と振り返りつつ、当世にとつても新たな人材の登用は必要だと見ていた<sup>14)</sup>。しかしながら、次の引用から窺えるように、彼は門閥の任用を最初から排除しておらず、むしろその教育に期待していた。

世禄ノ人ヲ用ルモ、下ヨリ賢ヲ挙ルモ、何レモ一得一失アリ。  
 一偏ニ論スベカラズ。サレトモ封建ノ世ニハ、世禄ヲ用ルコト自然ノ勢ナレバ、其子弟ヲ教立テ、国家ノ用ヲ為サシム。<sup>15)</sup>  
 賢ヲ挙ルハ美事ナレトモ、古ハ世禄ノ子弟ヲ教育シテ用フルヲ先トシテ、マタ賢才ヲ下ヨリ挙クルナリ。「……」賢ヲ進ムルコトハ、已ムコトヲ得ザルカ如クニスルコト、聖賢ノ意ナリ。

一概二貴賤ノ別ナシト云ウベカラズ。<sup>19)</sup>

正志齋の門閥派教育論に対して、武石智典は、「正志齋としては時代の制約上、家格にも配視せざるをえなかった」と評する。<sup>20)</sup> いわば、それは当時の政治体制に対する妥協の産物であるという理解である。正志齋の人材供給構想に対する、こういった「折衷的」「妥協的」とする先行研究の評価には、以下の三点が背景として存在しているのではないだろうか。①正志齋が下士であつて高禄の譜代家臣の出でないことを根拠に、彼は門閥教育よりも人材登用を優先したいはずだ、とする傾向。すなわち、身分的・社会的な出自によつて、思想家の達成を予断する傾向。②「封建」世襲主義」「郡県」能力主義」という硬直した図式。③世襲の打破・人材登用の拡大を暗黙のうちに良しとする、近代に向かう発展史的な図式。<sup>21)</sup>

ここまで、世襲の統治者である門閥を正志齋がいかに尊重し、かつ見放さずに鍛え直そうとしたのかを確認した。そこで注意すべきは、門閥のうち、天保改革に抵抗する門閥派に対して、正志齋が熾烈な批判を加えていることである。「甲辰の国難」から半年あまり経つた弘化元年（一八四四）二月二日、彼が出した宛名不明の書簡から引用する。

石見守人物之儀ハ本より御存知被遊候通り、頑にて旧弊を固執仕、慾心深く手前勝手計仕候「……」古より忠邪並立候而治り候事決而無之候間、此上忠士を御用不被遊候ハ、不残押込候にハ殺候程之事ニ相成候共、不得已候へ共、左も無之候ハ、天狗等之讒説御打破、是迄御善政を守り候者を御引返し、人材御

揃へ被遊候様ニ無之候而ハ、永リ動揺相止不申候儀と奉存候事。<sup>22)</sup>

石見守こと鈴木重矩をはじめとする門閥派が激しく批判されている。「忠」と「邪」は同時に政権に携ることができないという見方からして、「甲辰の国難」後、正志齋は門閥派の批判・排除を厭わなかつたと推測される。

すなわち、正志齋において、門閥派が持つ「世襲の統治者」という特徴は、彼らへの熾烈な批判を躊躇させる材料として機能していないようである。彼において、「封建」と「党争」は別々の問題に属しており、両者は結びつけられていないと考えられる。

## 第二章 「封建」と「党争」の連関

——藤田東湖の場合——

正志齋と異なり、東湖は「封建世界」における世襲を強く意識しながら、「党争」の相手としての門閥派をいかに扱うべきかを思索した。正志齋においては別々に考えられていた「封建」と「党争」を、東湖は一つの議論へと結晶させた。

徳川斉昭への遺書という性質を持つ『許々路廻阿登』（弘化四年、一八四七）において、東湖は次のように述べる。「備前守始め旧家の心を御攬被遊候様仕度候事」という見出しのもとである。<sup>23)</sup>

本文旧家の心を御とり被遊候儀何歟術の様に候へ共、「大臣を礼す」と申儀、尚又「罪を巨室に得ざれ」<sup>24)</sup> 杯申す語経書にも相

見へ、西土郡県の世界と違ひ、封建世祿の御制度にては、旧家の御扱実(27)に御大切の事と奉存候。

郡県制を採用している中国とは異なり、封建制である近世日本においては、世襲の統治者たる「旧家」すなわち門閥が存在するため、彼らとの良好な関係を保つことは、政治運営の上で大切であるという。

このように、東湖は門閥派への尊重を「封建／郡県」の違いと結びつけるが、これをより明確に党争と結びつけたのは以下の書簡である。熾烈な門閥派批判を展開する改革派の盟友・豊田天功(以下「天功」、一八〇五―六四)の『鶏鳴録』に対して、東湖が疑義を提示している。

右貴著御文辞等には無論愚意無御座候へ共、少々御相談申度事御座候。大意は封建世界と郡県世界にては用心の相違も可有御座候歟。貴著愉快且ハ明々了々に御座候へ共、称谓あまり御甚しく有御座間敷哉。党禍を永世へ流し候患如何。早く申候へは黒微弊等の子孫、親戚の身に而考候へは、ます／＼如何様の寒斗巧み申間敷にも無之歟。外には何等愚意無御座候。狂妄僭踰、長者江海之量、御恕可被下候。(30)

東湖の関心は、改革派と門閥派の「党禍」の持続をいかに防ぐかにあった。彼から見れば、谷田部雲八・尾羽平蔵ら門閥派の子孫または親族を激しい「称谓」で批判すると、反感ひいては報復を招く危険がある。そうすると、「党禍を永世へ流し候患」が生じるので

はないかと、東湖は深く憂慮していた。「あまり御甚し」と東湖が受け止めた「称谓」は、門閥派の苗字に「賊」を被せる「谷(＝谷田部雲八)賊」「尾(＝尾羽平蔵)賊」といった呼び名と考えられる(31)。近世日本では旧家が世襲するので、この種の称谓をすれば、彼らの子孫は今後も引き続き政治に携わる蓋然性が高いにもかかわらず、永遠に批判対象に該当してしまうのである。

世襲による党争の持続について、東湖は次の書簡においても触れている。国友善庵(以下「善庵」、一八〇一―一六二)が著した『朋党論広義』に対して、東湖が提示した修訂意見のなかである。

### 同第三卷

蘇氏朋党論、齋田氏(32) 魯季孫……の御批評に、

封建之世云々、実に大眼如炬、此御論をば別に一篇の文字になされ、可然所へ御編入にては如何。今日に在て甚有用なり。所謂姦党も太甚の分は格別、其外は可成丈ほうじ返し、我軌物にいたべきこと也。然るを夫も姦此も姦と目し、天「＝天狗党」の子天となり、姦の子姦となり候はば、永世の禍なるべし。畢竟封建の世にありながら郡県の事跡に泥み候様相覚候。別に一篇の文字、渴望々々。(33)

まとめれば、東湖は世襲への配慮を喚起することで、激化しかなない党争を牽制しようとした。そこで、留意すべき点は三つある。

① 「封建之世」に関する善庵の議論は当面確認できないものの、「大眼如炬」という評価から見れば、東湖の考えと方向を同じくし

ていると推測される。『朋党論広義』の巻一が、歐陽脩「朋党論」・蘇軾「続歐陽子朋党論」・魏禧「続々朋党論」などを収めており、さらに、右に引用しなかった「国友与五郎に与へて其著朋党廣議を評する書」のほかの箇所に基づけば、同書は「東漢事蹟」「李唐事蹟」を含め、漢から宋・清にかけての朋党に関する議論を幅広く蒐集したものと推測される。ゆえに、これを論評した東湖は、後漢の党綱の禍・唐代の牛李党争・北宋の新旧党争を含んだ、秦漢以降に「郡県世界」に入った中国で繰り返して発生した党争（「郡県の事跡」）を確実に意識したと考えられる。統治者が原則世襲する近世日本において、中国史上の党争を参照することは危険であると、東湖が主張したと理解できる。

② 「然るを夫も姦此も姦と目し、天の子天となり、姦の子姦となり候はば、永世の禍なるべし」という判断は、政敵への「レッテル貼り」がもたらす禍に対する東湖の敏感さを表している。門閥派の苗字に「賊」を被せる呼び名に対する疑念も、これを反映している。さらに、前掲国友書簡とはおよそ同時期に書かれた『許々路廻阿登』にも、以下のように述べられている。

有志の少年杯は憤激の餘り、有司共の事を一概に姦と名付候歟に候へ共、同じ御家中へ名目をつけ候儀、かりそめにも不宣事と奉存候。

そもそも御国難の起源を尋候に、学派にて党と名附候より「双行注」学派の説主張仕り、尚又天狗の名目申出し候人物等、委細御承知被遊候半と相略し申候」漸々に醸し成候事にて「下略」<sup>36</sup>

「有志の少年」たちが、「姦」のような「名目」で家臣団の分断を招くことに、東湖は警戒感を示している。「甲辰の国難」についても、東湖は、その原因が「学派」をむやみに「党」と呼称したことにありと振り返る。

右のように呼称問題に敏感な東湖であるが、彼は門閥派を批判的に言及する際、「姦」「賊」といった蔑称は避けたどころか、その名前自体伏せてすらい。文政十二年（一八二九）の斉昭襲封に際し、「時の有司」（榊原照昌をはじめとする門閥と考えられる）が公方・徳川家齊の二十一男・御三卿清水家第五代当主の徳川斉疆を擁立しようとしたと噂されていた。これに対して、東湖は『常陸帯』において、「いざそのたしかなる明証をあげていはんはいとやすけれども、憚る処なきにしもあら」<sup>37</sup>と述べている。東湖は、有司たちの画策を裏付ける「明証」が多いと見るにもかかわらず、表立つ政治批判を自己規制していると言える。実際、『常陸帯』では、斉疆を擁立しようとした「執政職」の名前を「何某」として伏せたのに対して、『回天詩史』では「榊原淡州」と明記している。後者はあくまでも子孫に残したもので、公開は想定されていないからであろう。

③ 「姦党も太甚の分は格別、其外は可成丈ほうじ返し、我軌物にいたれなきこと也」という主張が注目に値する。「天」（天狗党）は「姦党」に門戸を開き、彼らを包摂すべきだと東湖は説いている。ここで確認できるのは、党派間の融合がなおも目指せるという流動的な状況である。実際、門閥のなかには、天保改革を支持した山野辺義観や戸田忠敏も存在した。<sup>38</sup>逆に、改革派に激しく批判される谷田部

雲八は十石四人扶持の下士層に属する。「高禄の門閥」改革反対「小身の新興武士」改革支持」という厳密な区別が成立しておらず、特定の家は、必ずしも特定の党派と結びついているわけではなかった。これは、以下の第二節で触れる、両者が分かちがたく結ばれている朝鮮朝中期以降の状況と大いに異なる。

以上、東湖の議論から三つの要点を抽出した。それでは、そもそも、彼はなぜこのような議論に到達したのか。

直接な理由として、斉昭の復権を実現したい強い思いが挙げられる<sup>(45)</sup>。そのためには、圧倒的な権威を持つ徳川公儀への配慮が不可欠と考えられた。『許々路廻阿登』では、次のような冷徹な観察が述べられている。いわく、水戸徳川家はあくまでも公儀に対して、「子弟の常道」を尽くすべきなので、斉昭は自ら身の潔白を訴えないほうが得策である、と<sup>(46)</sup>。

そして、公儀への配慮は、端的には、御家騒動に対する公儀の処罰への危惧に由来していると考えられる。

とかく理にても非にてもだまつて居候様にとの御仕向がいはいはゆる武断の政と申ものにて、聖賢の政には無御座候。乍然往古より右の御仕向にて家中二分れに相成候へは、つまる所主家の不為と罷成候儀、越後騒動其他類多相見へ申候「……」甲辰以来小人共讒訴の為に、有志のもの禍に逢候を憤り、又幕府の威をかり小人共を厳科に処し候半と志し候様にては、聖賢の幕府に候は、善悪黑白相分り可申候へ共、武断の幕府にてはつまる所例の家中二分れと申廉に陥り可申哉<sup>(47)</sup>。

東湖の見解では、「武断の幕府」から、家臣団がひどく分裂する状況に陥っていると見なされれば、処罰が下されるかもしれない。水戸の有志たちは熾烈な雪冤運動を展開し、あるいは公儀の権威を借りて、「甲辰の国難」の黒幕たちを糾弾しようとしている。しかし、こうした努力は、所詮公儀に「家中二分」という処罰の口実を与えてしまいかねないという。

以上から見れば、「封建世界における党争は危険」と東湖が判断した背後には、水戸徳川家の混乱による公儀権力の介入が意識された可能性は高い<sup>(48)</sup>。この意識がとりわけ強いからこそ、東湖は表において門閥派を刺激しないことを重視し、「封建世界における党争」を危惧したと考えられる<sup>(49)</sup>。

## 第二節 藤田東湖の位置づけ

——「党争」論と「封建」論において——

本節では、東湖の議論が、江戸・明治思想史上どのような位置を占めているのかを考察する。

まずは、中国の「党争」論と比較した際、東湖の議論がどのような特徴を持つのかを検討する。士大夫による言論活動が活発化する宋代以降、「朋党論」が従来よりも数多く書かれるようになる。それらの議論は、おおむね歐陽脩の「朋党論」が先鋭化させた「党派性の是非」の問題、さもなければ各時代における「君子／小人」の具体的な弁別に集中している<sup>(50)</sup>。宋学では万人は道德面において「根源的同一性」を持つと考えるため、「君子／小人」を弁別することは、とりもなおさず、修養の階梯に各人を序列化することを意味した。

明末にくだり、「君子／小人」という枠組みの硬直化を批判する論調が増えるものの、党争を抑制する抜本的な制度構想はついに乏しいままのようである。<sup>88</sup>

翻って、東湖は「君子／小人」の区別は困難であると認識している。<sup>89</sup>しかし、明末清初の魏禧（一六二四～八一）による「君子」への皮肉（『続々朋党論』）について、東湖は明確に批判しており、「小人」に対する「君子」の優越性を彼はあくまでも擁護する。<sup>90</sup>

このように、東湖は引き続き「君子／小人」という枠組み内で思考していると言える。ゆえに評価すべきは、むしろ東湖が党禍の回避方法に関して、独自の議論に至った点である。すなわち、彼は道徳面の鍛錬を通じて、政敵に寛容でいられるようにと力説しているわけではない。また、「君子／小人」の弁別をより精密に行うことで、党争を消滅させようとしてもしていない。彼は、「封建」社会における世襲を強く意識させることよって、妥協・寛容の必要性を説明しているのである。これは、個々のイエの維持に注力する近世日本の家臣たちにとつて、生活の実感に訴えられるものと思われ、彼らの心理的な規制を喚起させようとする議論と理解できよう。

次に、近世日本における「封建」論の流れのなかで、東湖の議論を位置づけたい。先行研究が論じたように、山鹿素行・太宰春台をはじめ、「封建／郡県」の優劣に着目した近世日本の論者が多数存在した。<sup>91</sup>具体的な論点は多岐にわたるが、どの国制がより「公」を体現でき、または対外防禦に優れているのかといったそれらの多くは、中国から受け継いだものである。

一方、あるべき「封建」の姿を文献頼りに想像する近世中国の士大夫と異なり、近世日本の知識人は、当世の政治体制からあまたの

特質を導き出した。その焦点は、東湖も着目する「世襲」にほかならない。

清水光明が論じたように、雨森芳洲（一六六八～一七五五）は、「封建」社会では「国々の士大夫」は代々為政者の位置に留まるので、お互いの人柄を熟知していると述べている。よって人材登用の際、文章の出来という基準を持ち込まざるをえない科挙よりも、人柄に基づく相互推挙が優れると芳洲は見る。<sup>92</sup>他方、高山大毅が指摘するように、服部南郭（一六八三～一七五九）は、「封建」社会では統治者は世襲するゆえ、彼らは驕慢・怠惰に堕ち、ほかの身分にある人々の情に疎くなりがちであると見る。よって、これを救うために、多様な人情の様式が凝縮されている『詩経』を学ぶことは重要であるという。<sup>93</sup>

芳洲と南郭はそれぞれ、「統治者層内部における相互の熟知」や、「異なる身分／職分間の分断」に着目している。統治者層内部に生じうる不和がとくに想定されていない点において、両人は共通している。彼らのほか、世襲の譜代奉公人の復興を唱える荻生徂徠（一六六六～一七二八）は、選択不可能な人間関係を課することよって、統治者を「安天下」できるようなそれへと仕立てようとする。<sup>94</sup>被統治者との関係を外部から操作することよって、統治者の徳を涵養することが議論の主眼である。ここでも、統治者層の内紛が、同じくクローズアップされていない。

党争という翳りがさしかかる近世後期において、古代中国の「封建」に暗合するとして当世を手放しで謳歌することは、もはや東湖にはできなかつた。<sup>95</sup>中国で度々指摘されていた地方割拠などの弱点的ほか、彼は、「封建」社会が抱えうる新たな弱점에鋭敏に気づい

たのである。いわば、「世襲の統治者間の不和がもたらす危険性」、すなわち「党争の永続性」である。

しかし、東湖の思考は、よどみの中で現れ、その後すぐ消え失せたうたかたのような存在である。東湖が歿した安政二年（一八五五）以降、水戸は次第に内戦に陥ってゆく。これは、彼の思考がさしたる影響力を及ぼせなかったことを、まず示していよう。のちの明治期における「封建／郡県」論まで視野に入れても、「中央集権対地方分権」という統治機構の空間的構成や、「人心」「気力」「公共心」の涵養が当時の中心的な問題であり、世襲と党争との連関は、必ずしも注目されていない<sup>56</sup>。

仮に東湖の思考を受け継いだ形で考えれば、近代以降、政党政治における衝突の過熱化を、世襲勢力の意識的な温存によって牽制する発想ほどの程度有効なのか。貴族院をめぐって、長期的な展望に立った政策立案そのものだけでなく、諸政治主体間の関係を円滑ならしめる役割はどのように構想されていたのか。これらの問いは、「党派性の否定から肯定へ」という先行研究<sup>57</sup>が提示する論点に対して、新たな問題領域を切り拓くであろう。

## 第二節 藤田東湖の射程

### ——近世東アジアを視野に——

江戸・明治思想史における東湖の議論の位置づけを受け、本節では、近世東アジアを考える上で、東湖の議論の持つ射程を幾ばくか指摘したい。近世日本政治史・地方史研究から捉えられてきた水戸の党争を、中国や朝鮮との比較研究に資する題材へと解き放つことは重要だと考えるからである。

東湖の議論を敷衍すれば、次の問いが設定できる。「封建世界」と異なり、「郡県世界」である秦漢以降の中国や朝鮮朝において、党争は果たして世代を跨いで継承されないのか、と。

筆者の能力や紙幅の制限により、ここでは朝鮮朝に関する覚書程度の内容のみ述べたい。周知のように、宋以降の近世中国と同じく、朝鮮朝では儒学的「教養人」の支配が成立していた<sup>58</sup>。朱子学を標準学説とする科挙で選ばれた官僚が地方を統治するという、中央集権国家としての様態から見れば、朝鮮朝は紛れもなく「郡県」社会であった。しかし一方、朝鮮朝は「封建」社会に類似する特徴も持っている。世襲的な身分の観念が強固に存在していることである<sup>59</sup>。これによって、社会的流動性に対する科挙の役割が制限されている。実際、朝鮮朝では後期にかけて、科挙合格者が一部の名門両班に独占される傾向がますます顕著になるとされる。

こうした世襲性の強い統治者を持つ朝鮮朝において、党争は熾烈を極めた。「吉凶」「婚姻」が関われば忽ち攻撃され、異なる家系の間には厳然たる分断が存在している<sup>60</sup>。李瀾が「一事可別、奈举世何。一世可別、奈伝代何（一事 別るべければ、举世をいかんせん。一世 別るべければ、伝代をいかんせん）」と嘆くほど、党争の持続が深刻であったが、李建昌（一八五二―九八）の『党議通路』原論が、これについて優れた分析を展開している。

吾事農也、吾子孫未必皆農。吾事工也、吾子孫未必皆工。農工之賤猶然、況吾幸而貴顯、有言議於朝廷、又敢必吾子孫之皆貴顯哉。設使貴顯矣、吾所言議、乃為一時而發、吾子孫之時何必復有此言議哉。吾子孫猶然、況吾所与争言議者之子孫、又何能

皆貴顕、而復与吾子孫争此哉。此必無之理也。而独我朝有之。其為閥閥、則可謂盛矣。「……」自其有生之始、至於婚姻交遊、皆是党也、顧寧有可改之路哉。「……」自党論之分、而取閥閥愈甚。前之閥閥、猶以資地。後之閥閥、純以党論。

吾農に事ふるや、吾が子孫未だ必ずしも皆農たらず。吾工に事ふるや、吾が子孫未だ必ずしも皆工たらず。農工の賤すら猶ほ然れば、況んや吾幸にして貴顕し、言議を朝廷に有れど、又敢へて必ず吾が子孫の皆貴顕ならんや。設使ひ貴顕なるも、吾言議する所は、乃ち一時の為に發するものにして、吾が子孫の時何ぞ必ず復た此の言議有らんや。吾が子孫すら猶ほ然れば、況んや吾と言議を争ふ者の子孫、又何ぞ能く皆貴顕し、而れども復た吾が子孫と此を争はんや。此必ず無しの理なり。而して独り我が朝に之有り。其れ閥閥為るや、則ち盛なりと謂ふべし。「……」其の生を有するの始より、婚姻交遊に至るは、皆是れ党なり。顧つて寧んぞ改めるべきの路有らんや。「……」党論の分かるるより、而して閥閥を取ること愈甚し。前の閥閥は、猶ほ資地を以てす。後の閥閥は、純に党論を以てす。<sup>63</sup>

近世中国では機能したと考えられる、「科挙制度」と「朋党構成員の流動性」という党争を抑制する二つの要素が、「閥閥」の強固さの前にも機能しなくなっている。李建昌が指摘するように、本来、党争において一方が降りれば、世代を跨ぐ党争の持続は成立しなくなる。しかし、朝鮮では両班は生まれた時点から、婚姻や交遊関係が党争に絡まれてしまい、そこから降りる選択肢がほとんど存在しない。すなわち、党派から独立する個人が、もはや想像でき

ない状態に至っているのである。<sup>64</sup>

翻つて考えれば、東湖が「仕者皆世官世祿<sup>65</sup>」と捉えた近世日本において、党争が世代を跨いで継承される危険性を指摘した彼の議論は、一理ある。党派間の境界がまだ固まっていな段階において、政敵に対して門戸を開けなければ、やがて李瀛や李建昌が歎息するような深刻な事態に至りかねない。東湖の議論を仮に応用すれば、朝鮮朝の党争が熾烈を極めた理由は、まさに「封建世界」に近い統治体制にもかかわらず、「郡県世界」で行われる党争の経験を参照したから」と言えるかもしれない。

#### おわりに

本稿は、近世後期の水戸学者の双璧である会沢正志斎と藤田東湖が、「封建世界における党争」という、彼らにとつて喫緊な事態をいかに捉えたのかを考察した。その結果、「封建」と「党争」という二つの要素を連関させるかにおいて、両人の思考に違いが見られることを指摘した。

正志斎は、世襲の統治者としての門閥に対して、見放さない姿勢を貫いた。刑罰における優遇や、弘道館における教育の目的に関する説明は、いずれもこれを示している。しかし、党争の相手としての門閥派に対して、正志斎は批判を厭わない。世襲の統治者だからといって、彼らへの批判を回避することはなかったようである。<sup>66</sup>

一方、東湖は、世襲の統治者が存在する「封建世界」において、党争はとりわけ危険であると判断した。党争が世代を跨ぎやすいからである。彼の議論からは、文字表現に対する鋭敏な感覚や、弘化・

嘉永期の水戸における異なる党派間の流動性が窺える。また、東湖の主張の背景には、家臣団の内紛に対する、徳川公儀の介入への危惧がある。

「世襲の統治者間の不和がもたらす危険性」に着目した東湖の議論は、「君子／小人」の弁別基準の再考などによって、党禍の回避をはかるといふ近世中国の議論と異なる方向性を示している。またそれは、同じく世襲を意識しながら、「統治者と非統治者との関係」に着目した近世日本の一部の論者とも、方向を異にしている。

熾烈な党争に対処するために、近世中国で発生した党争の事例を参照する水戸学者は少なからずいた。<sup>(67)</sup> そうした中、東湖は秦漢以降の党争史は「郡県の事蹟」であるとし、それらを迂闊に参照すべきでないことを指摘した。代わりに、彼が抵抗なく参照したのは、御家騒動という、世襲体制に深く根ざす近世日本の在来の経験であった。<sup>(68)</sup>

振り返れば、近世日本思想に関する先行研究において、「儒教の日本化」という視点が大きな影響力を持ち続けてきた。例えば、儒教儀礼の受容であれば、日本の儒者が寺請制度や習慣風俗の相違といった障碍をどの程度克服し、近世中国で成立した『朱子家礼』を受容できたのか、この点が測られてきた。

翻って、「尊王攘夷」「公議公論」といった近世中国で成熟した政治理念や政治文化が、十九世紀日本に多大な影響を及ぼした。この事実を鑑みれば、「近世中国への接近」というベクトルを重視する従来の枠組みは、引き続き妥当であると言えよう。

しかしながら、これには大きな限界があることは、注意に値する。国学者でなくとも、近世中国の儒教儀礼または政治文化を低く評価

し、最初から接近の必要すら認めないような知識人が見落とされやすいからである。「近世中国の党争経験」に対する東湖の警戒は、まさしく、「中国から日本へ」という一方的な波及や受容の図式には収まらない、反発や葛藤の存在を物語っている。<sup>(69)</sup>

注

- (1) 江戸時代における「封建／郡県論」を含め、「封建／郡県」をめぐる議論史は、張翔・園田英弘共編『封建・「郡県」再考・東アジア社会体制論の深層』（思文閣出版、二〇〇六年）を参照。
- (2) 第二章で引用するように、「封建世界」は、藤田東湖による表現である。
- (3) 水戸徳川家の家臣団における階層や職制については、『水戸市史 中巻（一）』第二章第三節（水戸市史編さん委員会、一九六八年）を参照。近世における一般的なそれは、笠谷和比谷『近世武家社会の政治構造』第二部「近世大名家の政治秩序」（吉川弘文館、一九九三年）を参照。
- (4) 一連の政治過程や門閥派の顔ぶれについては、『水戸市史 中巻（四）』第十九章第一節～第五節（水戸市史編さん委員会、一九八二年）を参照。
- (5) 朴薫「十九世紀前半日本における『議論政治』の形成とその意味……東アジア政治史の視点から」、『講座明治維新一 世界史のなかの明治維新』有志舎、二〇一〇年。同「幕末政治変革と『儒教的政治文化』、明治維新史学会編『明治維新史研究』八、二〇一二年。同「東アジア政治史における幕末維新政治史と『士大夫の政治文化』の挑戦・サムライの『士化』」、清水光明編『近世化論と日本……東アジア』の捉え方をめぐって、『アジア遊学』一八五、勉誠出版、二〇一五年。同「武士の政治化と『学党』……十九世紀前半の日本における『士大夫の政治文化』の台頭」、塩出浩之編『公論と交際の東アジア近代』、東京大学出版会、二〇一六年。

- (6) 山田央子『明治政党史』第一章、創文社、一九九九年。前田勉「吉田松陰における読書と政治」、『江戸教育思想史研究』、思文閣出版、二〇一六年。
- (7) 本稿が引用または言及する正志斎の著述の書誌情報を記す。『泰西炳鑑』『読周官』は無窮会図書館蔵写本、『学制略説』は文部省編『日本教育史資料』五（明治二三―二五年）、『下学適言』は明治二十五年会沢善発行刊本、『新論』は日本思想大系『水戸学』（岩波書店、一九七三年）、『対問三策』『江湖負喧』は『神道大系』論説篇一五『水戸学』（神道大系編纂会、一九八六年）、『読末賀能比連』は関儀一郎編『日本儒林叢書』第四冊（東洋図書刊行会、一九二九年）。引用に際し、句読点を改めたところがある。
- (8) 『対問三策』一六四―一六五頁。
- (9) 『対問三策』一七六頁。『江湖負喧』四九六頁も参照。
- (10) 「聖人用法既有典刑以弊之、而人情事理固不一端、有不可以一律断之者。故設八辟以議其輕重低昂之宜、如親・故・賢・能・功・貴・勤・賓」、『読周官 坤』「八辟」。
- (11) 「太祖神武天皇既定天下、封建国造、俾司牧人神。旧族世家、悉維之以名位」、『新論』二八五頁。
- (12) 『新論』四一五頁。三谷博「尊攘イデオロギーの構造——『新論』における「忠」「孝」の多重平行四辺形」、『日本史のなかの「普遍」——比較から考える「明治維新」』、東京大学出版会、二〇二〇年（初出は一九九四年）、二三八頁。
- (13) 『対問三策』一六三―一六四頁。
- (14) 『対問三策』一八七頁。
- (15) 正志斎の教育構想に関する詳細な検討は、近年の研究に詳しい。Kate Wildman Nakai, 'Tokugawa Approaches to the Rituals of Zhou: The late Mito School and Feudalism, in Benjamin A. Elman and Martin Kern, eds., *Statecraft and Classical Learning: the Rituals of Zhou in East Asian History*, (Leiden: Brill, 2010), pp.279-308. 大場一央「弘道館記」をめぐる會澤正志斎の教学理念」、『東洋の思想と宗教』二九号、二〇一二年。同『学制略説』に見る會澤正志斎の治教一致論』、『東洋の思想と宗教』三六号、二〇一九年。高山大毅「遅れてきた古学者…会沢正志斎の国制論」、『近世日本における「礼楽」と「修辭」』、東京大学出版会、二〇一六年。関口直佑「近代日本国体論の研究…会沢正志斎と考証学』、国書刊行会、二〇一九年。
- (16) 「安政四年某月十八日」、井坂清信『会沢正志斎の晩年と水戸藩』、国立国会図書館蔵『会沢正志斎書簡』解題と翻字』、ぺりかん社、二〇一七年、三六五―三六六頁。
- (17) 『新論』守禦、四〇三頁。ほかに『江湖負喧』五三九頁も参照。
- (18) 『読葛花』二〇頁。
- (19) 『読末賀能比連』七頁。ほかに以下を参照。『学制略説』四七一頁、『下学適言』十五丁裏や十七丁表、『対問三策』一八二―一八三頁。ちなみに、東湖も、才徳のない人が旧家に生まれただけで政治を行うことを問題視するものの、人材登用を無条件に優先させているわけではない。『常陸帯』菊池謙二郎編『新定東湖全集』、一九四〇年、博文館、六六―六七頁や一二二―一二三頁（以下、断りが無い限り、東湖の著述は全てこれによる）。「与飛子健書」、『東湖遺稿』、一二三頁。辛卯十二月十四日、『東湖封事』、八三九頁。
- (20) 武石智典「後期水戸学における「世襲」…幽谷・正志斎・東湖を中心に」、筑波大学哲学・思想学会編『哲学・思想論叢』三九号、二〇二二年、八頁。
- (21) 前掲武石論文以外、前田勉「日本における封建・郡県論…近世日本の封建・郡県論のふたつの論点」（前掲『封建・郡県』「再考」所収）を念頭に置く。「折衷的」や「妥協的」という表現は、筆者によるまとめである。

- (22) 前掲前田勉「日本における封建・郡県論」、二六八頁。世襲を排し、「立身出世」や「競争」の世界にすれば、人間が幸福になれるのか。世襲の息苦しさへの反動は、確かに明治維新の主な原動力とされている（渡辺浩『明治革命・性・文明』第一章、東京大学出版会、二〇二一年）。しかし他方、世襲の存在意義が直ちに消滅したわけではなく、むしろ絶えずに議論され続けている（松田宏一郎『江戸の知識から明治の政治へ』第一章・第三章、ぺりかん社、二〇〇八年）。
- (23) 大阪大学会沢正志齋書簡研究会編『会沢正志齋書簡集』、思文閣出版、二〇一六年、三―五頁。差出時期の推定は、桐原健真の同書に対する書評（『明治維新史研究』一五号、二〇一八年）による。
- (24) 「君病疾発動、泄血数斗、医或言非吉兆。君乃作此書、條疏国事、以属高橋敬卿」筆者注。高橋多一郎。亦古人遺表之意也、嘉永乙酉春三月望国友尚克跋、『許々路之阿登』、一一〇九頁。
- (25) 水戸徳川家の附家老・中山家の十二代信守（一八〇七―五七）。
- (26) 『孟子』離婁上。
- (27) 『許々路之阿登』、一一〇一頁。
- (28) 水戸市教育会編『東湖先生之半面……一名・東湖書簡集』（一九〇九年、一四二頁）も本書簡を収めており、「黒微」は谷田部雲八、尾羽平蔵を指すと注釈をつけている。これは、後掲『東湖先生書東抄 三』に見える同書簡に書き込まれた朱筆注記に基づくものか。
- (29) 「寒斗」は、「奸計」と解している。「寒」は普通として考え、「斗」は「計」に字形が似ているため、通用する場合があるという（児玉幸多編『くずし字用例辞典 普及版』、東京堂出版、一九九三年、四四三頁）。
- (30) 月日不明、東京大学史料編纂所蔵『長久保叢書』八三所収『東湖先生書東抄 三』。
- (31) 天功自筆と思われる茨城県立歴史館蔵高橋清賀子家文書所収『鶏鳴録』（請求記号：一二五）。
- (32) 「齊田氏」の誤り。明・茅坤編『唐宋八大家文鈔』など所収蘇軾「続歐陽子朋党論」の文言。
- (33) 「国友与五郎に与へて其著朋党廣議を評する書」、前掲『東湖先生之半面』、嘉永元年二月三日、一三六頁。
- (34) 管見の限り、『朋党論広義』は九卷八冊の写本として、無窮会神習文庫にのみ所蔵されているようである。二〇二三年一月時点、無窮会は閲覧業務を停止しており、本書の全貌が不明である。かろうじて、『水戸学大系 第三卷 藤田幽谷集（附岡井蓮亭 国友善庵集）』（井田書店、一九四一年）がその巻一を収めており、また前掲「国友与五郎に与へて其著朋党廣議を評する書」に、全体構成に関わる東湖の修訂意見が見られる。
- (35) 『許々路廻阿登』、一一〇二頁。
- (36) 『許々路廻阿登』、一一〇九頁。
- (37) 東湖は、要路者に対しても、同じく警戒感を示している。弘化三年、東湖が斉昭に代わって草したと考えられる阿部正弘らの公儀中樞宛ての書簡では、以下のように述べられている。「近来頻ニ党名を唱へ、政府の処置も其人々の行状賢愚ニ不拘、是も党彼も党と申候て、嚴重罰を加へ候様成行「……」右様の始末にてハ人氣弥相激し、此上一和の場合同共安心不致「下略」、藤田東湖手録、『水戸藤田家旧蔵書類 三』、東京大学出版会、一九七四年、五〇八―五〇九頁。
- (38) 「中納言の君世を嗣せ給ふ事」、『常陸帯』、六五頁。
- (39) 『回天詩史』、三頁。
- (40) 『許々路乃阿登』、一一〇二―一一〇三頁。辛卯十二月六日付、『東湖封事』、八三六頁。
- (41) 『回天詩史』五頁―六頁。父である義質が反対したものの、義親は文政二年の斉昭擁立運動に参加している。戸田家に関しては、『回天詩史』三四頁。国友善庵「故水戸執政忠太夫戸田府君墓誌銘」、戸田保忠

編『蓬軒遺風 一』、一九三四年、三三四頁。なお、「甲辰の国難」後、門閥派筆頭・結城朝道が推挙した人物でありながら、「一義士の至誠に感じ正論に与し」たという例もある。これについて東湖は、「誰の縁者にても誰の推挙にても正論にさへ与し候へは、感心なる事と奉存候」として、受け入れている。『許々路廻阿登』、一一〇一頁。

(42) この点を示す資料が多いが、東湖がもつとも情緒豊かに表現しているのは、『常陸帯』の序文においてである。『常陸帯』五三―五七頁。

(43) 「幕府は父兄にて本藩は子弟の御家筋に被為在候へは、父兄如何様の無理を申候とも、其意にさからはず、其怒りの解候を待候儀子弟の常道と奉存候」、『許々路廻阿登』、一一〇四頁。

(44) 『許々路廻阿登』、一一〇三頁。

(45) 東湖は直近の仙石騒動の処理に携わった川路聖謨と交遊しており、この件について話したことがある。『見聞偶筆』、五四五―五四六頁。

(46) 政局が好転している嘉永二年（一八四九）においても、東湖はその見方や姿勢を変えていない。「藤田東湖書簡「戸田忠太夫返書添付」嘉永二年三月七日」、『水戸藤田家旧蔵書類 三』、三六二頁。高橋多一郎『遠近橋』、国書刊行会、一九九二年、五二五―五二六頁。

なお、東湖が実践面においても徳川公儀に極めて繊細な注意を払っていることは、以下二つの事例から伺える。①『楊椒山先生集』の序文の草稿を天功から示された東湖は、「幕」と「府」という二文字が、版面上ではちようど一行の最後と次行の最初に切り離されていることは「如何敷」だとして、調整を勧めている（『藤田東湖書簡集 二』、年不明十二月十日、茨城県立歴史館蔵高橋清賀子家文書、請求記号・八六一二）。東湖は出版活動によって、不本意な政治的意図が読み取られることを危惧していたことについては、次の拙稿を参照。「豊田天功『精忠新録』の編集過程——水戸学派の「振気」戦略をめぐって——」、『日本中国学会報』第七十三集、二〇二一年。②国友善庵から見せられた『朋

党論広義』にある「如我 国家、豈無良法善政乎」の「国家」について、東湖は、水戸徳川家を指して「国家」を言うのは避けるべきだと国友の注意を促している（嘉永元年十二月三日、「国友与五郎に与へて其著朋党廣議を評する書」、前掲『東湖先生之半面』、一三四頁）。

(47) 「北宋朋党論述略」、羅家祥『朋党之争与北宋政治』、華中師範大学出版社、二〇〇一年。朱子彦『中国朋党史』、東方出版中心、二〇一六年。An Daniel Levine, *Divided by a Common Language: Factional Conflict in Late Northern Song China*, University of Hawaii Press, 2008, pp.24-41.などを参照。

(48) 中島隆博『共生のブラクシス 国家と宗教』第一章や第二章、東京大学出版会、二〇一一年。陳宝良『明代士大夫的精神世界』第一章、北京师范大学出版社、二〇一七年。

ただし、宋代のすべての学者が、政敵の主張の正当性を認めない前提で、己の主張に賛同するように相手を説得しているわけではない。福谷彬は、陸九淵が朱熹とは異なる説得術を模索していたと指摘しており、広義の「党争論」として興味深い。『南宋道学の展開』第四章・第五章、京都大学学術出版会、二〇一九年。

(49) 『東湖随筆』乙巳（弘化二年、一八四五）三月念三録、五二五頁。

(50) 前掲『東湖先生之半面』、嘉永元年十二月三日、一三六―一三七頁。なお、この批判は、国友善庵の議論を踏まえている。前掲『水戸学大系 第三卷 藤田幽谷集（附岡井蓮亭 国友善庵集）』、四二二頁。

(51) 前掲前田勉『日本における封建・郡県論のほか、以下も参照。瞿亮「近世日本儒者の封建、郡県論与幕藩体制意識形態的嬗変」、『国際日本研究』（第1輯）、二〇二一年。

(52) 清水光明「科挙と察挙」、『近世日本の政治改革と知識人』、東京大学出版会、二〇二〇年。基づく資料は、雨森芳洲著・水田紀久校注『たはれ草』、新日本古典文学大系、岩波書店、二〇〇〇年、九四頁。

- (53) 高山大毅『近世日本の「礼楽」と「修辭」』東京大学出版会、二〇一六年、二一九頁。基づく資料は、「与敵邑侯」、「南郭先生文集」、近世儒家文集集成、ペリカン社、一九八五年、四二四～四二六頁。
- (54) 前掲高山大毅『近世日本の「礼楽」と「修辭」』、六一～六四頁。
- (55) 増淵龍夫は、「現実の直視にもとづく、体制との対決、或は体制の改良」という実践的課題をもって展開された「中国の「封建／郡県」論が、日本に入ると「体制を正当化する理念としての役割をはたす」ものになつてしまつたと批判する（『歴史認識における尚古主義と現実批判——日中両国の「封建」・「郡県」論を中心として』、『歴史家の同時代史的考察について』、岩波書店、一九八三年、二〇九・二一七頁）。しかし、「封建」社会に潜む翳りを意識した東湖の議論は、必ずしも氏の批判に当たらない。
- (56) 河野有理『明六雑誌の政治構想——阪谷素と「道理」の挑戦』第二章、東京大学出版会、二〇一一年。同『田口卯吉の夢』第三章・第四章、慶應義塾大学出版会、二〇一三年。前掲松田宏一郎『江戸の知識から明治の政治へ』第二部第三章。朴薫『幕末維新期の政治変革と封建・郡県論』、『日本歴史研究』四二二号、二〇一五年（ハンブル）。湯川文彦「郡県と封建」、山口輝臣・福家崇洋編『思想史講義【明治篇Ⅰ】』、筑摩書房、二〇一二年。
- (57) 前掲前田勉、山田央子の研究を参照。
- (58) 渡辺浩『東アジアの王権と思想 増補新装版』第四章「儒者・読書人・両班——儒学的「教養人」の存在形態」、東京大学出版会、二〇一六年、一一〇頁。
- (59) 世襲の側面が強い両班が地方統治に貢献していることに、「封建」の残影を読み取る同時代人が実際にいる。「我朝以廉恥待士大夫。衣冠旧族、各守門戸。倡率鄉閭、隱然有封建之利」、鄭澈『松江集』卷二、体察両湖時疏、一五九二年、『影印標点韓国文集叢刊』四六冊、景仁文化社、一九八九年、一六〇頁。「我東風習、絶異中国。粵自羅麗、最重名分。聞見習熟、千有餘年。其不可一朝改革也明矣。是故識者以我朝両班、比昔之封建。以其維持民心、使不敢生變、亦不為無助於国家也」、李宗城『梧川集』卷七、論新法書、同二四冊、一九九八年、一七〇頁。
- (60) 宮嶋博史「朝鮮時代の科挙——全体像とその特徴」、『中国・社会と文化』二二二号、二〇〇七年。
- (61) 李瀾「論朋党」、『影印標点韓国文集叢刊』一九九冊、一九九七年、三二九頁。
- (62) 「党論」、『星湖僊説』卷七、書写年不明、早稲田大学古典籍データベース。請求記号・イ〇三—〇一四八九。
- (63) 『党議通略』、新文館、一九一二年、一〇五頁。
- (64) 「今以学問見尊於世者、皆在党目中。頭出頭没、与之俱化、則悪可責其不比不党乎」、南夏正『桐巢漫録』附録『党争史料集 第一輯』、昨晨社、一九八一年、七二三頁。
- (65) 「与青山総裁書」、『東湖遺稿』、二二〇頁。
- (66) 正志斎以上に門閥派に対抗姿勢を示したがゆえに、「陰謀・心術」をめぐめる思想的な問いを鮮明に浮かび上がらせたのは、豊田天功であった。拙稿「「除奸」と「殉難」の間——水戸学者・豊田天功と吉田松陰における楊繼盛受容——」、『日本思想史学』五四号、二〇一二年を参照。
- (67) 例えば、正志斎は『泰否炳鑑』において、宋代の党争史を『易経』の「泰卦」と「否卦」に基づいてたどり、個々の士大夫が「君子」か「小人」かを論評している。ここでは、范純仁らによる新党と旧党を「調停」する主張や、王安石の思想統合政策などが抵抗なく参照されている。
- これ以外、趙宋元祐紹聖之際—を参照する藤原直「寄高橋伯氏書」（嘉永元年季秋、前掲『遠近橋』五六九頁）や、「東林党議」を参照する豊田天功「鷄鳴録」が挙げられる。前掲『遠近橋』四四二頁では、内藤直なる人物による嘉永元年六月日付の「上老太公書」が見えるが、主

旨が「寄高橋伯氏書」と共通するため、同一人物によるものと考えられる。内藤直は、すなわち内藤耻叟のことである（又三郎美濃部君墓誌銘）、『東湖遺稿』(二九二頁)。

- (68) 東湖の思考は、次の示唆も与えてくれる。定義によるが、党争と呼びうる実態は、近世初期から絶えず発生していたと考えられる。とすれば、近世後期における儒学の浸透に伴い、家臣団に度々起こってきた内紛が初めて「党争」という語彙で捉え直されたのではないか。薩摩島津家の「文化朋党事件」「嘉永朋党事件」などが知られているが、「甲辰の国難」を含むこれらの事件は、近世後期における「御家騒動」と言えないだろうか。現に豊田天功は、「近時仙石氏之難、雖大小不同、而其事体甚相似類」と述べ、「甲辰の国難」と仙石騒動との近似性を指摘している(『明夷録』、茨城県立歴史館蔵高橋清賀子家文書、請求記号：一二九)。

- (69) 「東アジア近世化」を積極的に論じる宮嶋博史の仕事が筆者の念頭にある。氏の論点やそれらへの疑義については、岸本美緒「東アジア史の「パラダイム転換」をめぐる」(『史学史管見』、研文出版、二〇二一年。初出は二〇一一年)を参照。なお、高山大毅「封建の世の「家礼」」(『季刊日本思想史』八一号、二〇一四年)は、「文化的周縁であるがゆえの困難とは別に、中国よりも日本の方が経書に記された「古三代」に近いがゆえに、『家礼』の権威がゆらぐ」という現象を提示している。「一方的な波及・受容」という図式の相対化については、この論文に多く学んだ。

【謝辞】本稿は、二〇二二年五月二十二日に行われた日本儒学会二〇二二年度大会における口頭発表をもとに改稿したものである。査読意見を含め、教示を賜った方々に深く感謝申し上げます。なお、本研究は、JSPS 科研費 20121298 の助成を受けたものである。